

鳥取県安全運転装置等普及促進事業 補助事業を行う事業者を募集します。

鳥取県では、高齢者の交通事故防止とあおり運転抑止のため、安全運転装置等（ペダル踏み間違い時加速抑制装置、ドライブレコーダー）の販売・取付補助事業を実施します。本事業では、補助事業者となるための申請をし、加速抑制装置3万円、ドラレコ3千円を割り引いて販売・取付をしていただいた事業者に対し、後日県から割引分の補助を行います。

■ 事業開始までの流れ

補助事業者としての申請 ※補助事業を実施する場合、必ず事前に申請が必要です

申請期間: 10月15日～10月28日

【必要書類】

- ・鳥取県安全運転装置等普及促進事業申請書（第2号様式）
- ・補助事業を実施する店舗の一覧（店舗名、所在地、連絡先）
- ・暴力団に該当しないことなどの「誓約書」（第3号様式）
- ・履歴事項全部証明書（個人の場合、住民票の写し）

◎販売・取付を行う複数の店舗がある場合は、できるだけ代表による申請をお願いします。

補助金の交付申請 ※補助事業者としての申請を同時にしてください。

申請期間: 10月15日～10月28日

【必要書類】

- ・鳥取県安全運転装置等普及促進事業補助金交付申請書（第6号様式）
⇒令和2年3月31日までに販売・取付が見込まれる台数・額を記載してください。

県が補助事業者・補助金の交付額を決定

申請期間: 10月28日～11月上旬

- 補助事業者としての決定、補助金の交付決定は書面で行います。
- 全ての補助事業者に対して予算額を振り分けるため、交付決定額が交付申請額と大きく異なることがあります。
- 交付決定した額の範囲内で、補助事業を実施していただきます。

事業開始(11月上旬)

【問い合わせ先】鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課

電話 0857-26-7159

ファクシミリ 0857-26-8171

ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/269939.htm>



■ 事業実施要領

店舗での安全運転装置等の販売・取付

購入者に対し、補助要件に該当するペダル踏み間違い時加速抑制装置、ドライブレコーダーを販売、取り付けます。☆購入者から補助金額を差し引いた額の支払いを受けます。

【購入者から徴取する書類】

- ・運転免許証、自動車検査証の写し
- ・鳥取県安全運転装置等普及促進事業申込書兼誓約書（第1号様式）

注意！購入者に対しては、本補助制度、装置の機能を説明のうえ、下の「割引の対象となる方」の要件をよく確認してください。

ペダル踏み間違い時加速抑制装置設置補助

割引の対象となる方	<ul style="list-style-type: none">・県内に居住し、年齢が今年度末で満75歳以上になる方・既販車に加速抑制装置を取付ける方・自動車の停車時及び徐行時において、「アクセルペダルが強く踏み込まれた際にアクセル開度を電氣的に制御する装置」または「前方又は後方の障害物を車体に装備されたセンサーが検知し、アクセルペダルが強く踏み込まれた際に加速を抑制する装置」を購入・取付した方・自動車検査証に記載された「所有者の氏名又は名称」または「使用者の氏名又は名称」に記載されている氏名と運転免許証に記載された氏名が同一である方（氏名が同一でない場合は、「所有者の住所」または「使用者の住所」と免許証に記載された住所が同一である方）・自動車検査証の「自家用・業務用の別」が自家用であること
補助金の額	3万円(上限)

ドライブレコーダー設置補助

割引の対象となる方	<ul style="list-style-type: none">・県内に居住する方・自動車に単体又は複数のカメラで車体の前後を同時撮影が可能なもの（自動車の前と後に2カメラのものまたは360度撮影可能なもの）を購入・取付した方・自動車検査証に記載された「所有者の氏名又は名称」または「使用者の氏名又は名称」に記載されている氏名と運転免許証に記載された氏名が同一である方（氏名が同一でない場合は、「所有者の住所」または「使用者の住所」と免許証に記載された住所が同一である方）・自動車検査証の「自家用・業務用の別」が自家用であること
補助金の額	3千円(上限)

※ 加速抑制装置・ドライブレコーダーともお一人1台限りとなります。

実績の報告

要事業終了後、取扱事業所は、各店舗の実績を集計し県に実績報告を行います。

【必要書類】 鳥取県安全運転装置等普及促進事業実績報告書（第9号様式）

（添付書類）

- ・装置の機能がわかる書類、リーフレット、取扱説明書等の書類
- ・別表（事業申込者別補助金額一覧）
- ・補助対象事業の経費及び補助対象者の支払額がわかるもの（領収書）の写し
- ・鳥取県安全運転装置等普及促進事業申込書兼誓約書（写し）
- ・その他必要と認める書類